

図表1 企業型確定拠出年金の加入者数の推移



厚生労働省HP資料から作成

影響1 新規に個人型DCの対象になる人

企業年金のある会社員や公務員 専業主婦もDCのメリットを享受

今 回の改正項目の中で、最も影響が大きいのは「個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大」だろう。これにより、確定拠出年金の税制メリットすべての現役世代が享受できるようになる。

今まででは、個人型確定拠出年金を利用できるのは国民年金保険料を納めている自営業者等(1)

号被保険者)や、企業年金制度のない会社員に限られていた。それが今回の法改正により、企業年金のある会社員、公務員、専業主婦等(国民年金の第3号被保険者)も個人型確定拠出年金に加入できるようになり、現役世代は原則として誰もが確定拠出年金の枠組みを利用できるようになる(図表2)。

ではないという事実だった。OECDの資料によれば、諸外国の多くも公的年金水準の引下げが進んでおり、そのトレードオフとして私的な老後資産形成を支援する税制優遇策が講じられている。

日本にも働き方にかかわらず(あるいは働いているかどうかにかかわらず)、老後資産形成

ができる税制優遇策が必要であるという意見で議論の方向は一致し、その具体的な解決策として個人型確定拠出年金の拡充が提言されることとなつた。

規制緩和や金融市場の活性化を目指す政府の議論も方向を同じくしており、税制改正大綱でこれを認め、法案が国会に提出

て期待された企業型確定拠出年金と確定給付企業年金は合計で1300万人以上が加入する制度に成長してきた。このうち、企業型確定拠出年金については550万人を超えてなお加入者の伸びは続いている、すでに中

改正の背景・改正の概要

公的年金の引下げと引き換えに老後資産形成支援策を拡充する

本稿では、2016年5月24日に成立したDCの改正事項を「影響を受ける人ごとに分けて解説していく。

小企業退職金共済の利用者数を上回っている(図表1)。

一方で、個人型確定拠出年金は2500万人以上の対象者がいるにもかかわらず、25万人程度の利用にとどまっています。利用率は1%に達していない。